

備前市監査委員告示第6号

令和4年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和4年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年5月10日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 土 器 豊

所 管 部 署	生涯学習課 (社会教育課) (教育文化振興課)
---------	----------------------------

【指摘事項】	措 置 状 況
市が、補助事業者から変更申請書の提出を受けず、その承認も行っていないこと及び実績報告書等の書類の内容が補助金等の交付の決定の内容等と不適合であったにもかかわらず補助金等確定通知書を交付したことは規則等に違反しており、是正する必要があると認められる。	チェック体制について、問題があったことから申請内容に変更があった場合、変更申請や実績報告を変更したもので提出してもらうよう確認を行う。

所 管 部 署	三石総合支所 (三石総合支所管理課)
---------	-----------------------

【指摘事項】	措 置 状 況
市が所有する物品を定期的に棚卸するなどの適切な記録、管理がされておらず、物品があるものとして漫然と事務を行っていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。 なお、市は、現在、統一的な基準による地方公会計マニュアル（総務省作成）に基づき固定資産台帳を作成しているが、今回の調査により廃棄済みであることが確認された物品で、固定資産台帳上に登録があるものも見受けられることから、廃棄時期を確認の上、適切に市の全ての台帳を修正する必要があると認められる。	旧三石出張所時代から設置している美術品等について、三石総合支所備品として物品台帳の登録を行った。

所 管 部 署	生涯学習課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
市が所有する物品を定期的に棚卸するなどの適切な記録、管理がされておらず、物品があるものとして漫然と事務を行っていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。 なお、市は、現在、統一的な基準による地方公会計マニュアル（総務省作成）に基づき固定資産台帳を作成しているが、今回の調査により廃棄済みであることが確認された物品で、固定資産台帳	現在、捜索中であったその他の戸棚類（物品番号 0000014374）について、所在を確認したところ吉永美術館において現物を確認した。所管について誤りではないが、設置場所を生涯学習課にしていたため、所在が不明となっていた。設置場所を現在の生涯学習課から、吉永美術館に変更し所在を確認できるよう措置する。

上に登録があるものも見受けられることから、廃棄時期を確認の上、適切に市の全ての台帳を修正する必要があると認められる。	
--	--

所管部署	小中一貫教育課
------	---------

【指摘事項】	措置状況
寄附により受入れを行った物品を適時物品台帳に登録するなど、記録、管理がされていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	物品台帳を整備し、適切に登録・記録・管理を行っている。

所管部署	市民協働課
------	-------

【指導事項】	措置状況
市が、備前市区会等補助金の交付に際し、交付申請前になされた事業に対する規定が要綱等がないにもかかわらず、交付決定前に事業が開始されているものに対し補助金を交付することや、交付決定日を遡って事務を行うことは適性を欠いていると認められる。	令和6年以降は、交付決定後に事業を実施するよう各地区へ指示を行う。